

建設業関連法令の改正点

POINT 工事の適正な施工を徹底するため、提出書類作成の事務量の増加が見込まれます。

平成27年4月から建設業許可手続き等が変わるとのことですが、どう変わるのですか？

工事の適正な施工を徹底するために

建設業界は、復興事業や防災、老朽化対策などの担い手として、その果たす役割は増大していますが、建設投資の急激な減少や競争の激化により、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。

そこで、維持管理、更新に関する工事の適正な施工を徹底するため、品確法と建設業法・入契法等が改正され、建設業法施行規則等の一部を改正する省令等が公布されました。

このうち27年4月から変わるものを中心に紹介します。

公共工事を請負うのに必要な客観的事項

公共工事を請負うのに必要な経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者

及び技能労働者の育成及び確保の状況」が追加されます。

また、「建設機械の保有状況」の審査項目で新たに3機種（移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダー）の建設機械が追加されますが、例えば、大型ダンプは「土砂等運搬大型自動車の使用の届出」によって建設業の表示番号の指定を受けているものが対象など、条件がありますので、静岡県ホームページにて確認の上、申請をしていただくことが必要です。

公共工事の入札、受注する際には

すべての公共工事の入札において、入札金額の内訳書の提出が必要となります。

また、施工体制台帳の作成提出が小規模工事でも必要になるほか、施工体制台帳の記載事項として、元請である建設業者が置く主任技術者の氏名等が追加

されるなど、事務量の大幅な増加が見込まれますので、各社スタッフ部門の強化が必要と思われます。

許可申請書等の様式

許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」とし、取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等が追加されます。

（この役員等の皆様について、静岡県では自署・印鑑証明書の写しを求めるようになりますので、注意が必要です。）

役員等の一覧表及び建設業法施行令第3条に定める使用人（以下「令3条の使用人」という。）の「一覧表から、生年月日及び住所が削除されます。

役員等及び令3条の使用人の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、住所、生年月日等に関する調書という様式が新しく作られます。

財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）が、総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の1から、100分の5に改正されます。

また、許可申請書等の閲覧対象が限定され、個人情報が含まれる書類は閲覧対象から除外されます。

その他、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止されるため、国土交通大臣許可の業者の皆様については、提出すべき書類の部数が正本及び副本各1通に限定されることになり、各社の事務量は軽減されると思われます。

今後も「解体工事業」が新しく設けられるなど、ここ数年は建設業界の行政手続は大きく変化するものと思われます。

静岡商工会議所では毎月、行政書士による許認可相談会（無料）を開催しています。ご希望の方は、中小企業相談所 TEL054-25335113 へ、ご連絡ください。

回答



行政書士 前田 芳秀 さん